

基礎・境界ソサイエティと NOLTA ソサイエティの ソサイエティ表彰に関する共同実施要領

(平成27年7月1日 制定)
(2018年12月6日 一部改正)

1. 目的

本共同実施要領は、「基礎・境界ソサイエティ（以下、ESS と称する）、NOLTA ソサイエティ（以下、NLS と称する）間における共同運営規程」の第3条(2)に基づき、ESS とNLS のソサイエティ表彰に関する共同実施の要領を定める。

2. 共同実施要領

ESS と NLS のソサイエティ表彰に関する共同実施は以下の要領で行うものとする。

- (1) 被表彰者は ESS と NLS の各ソサイエティにおいて、各ソサイエティで定めた表彰に関する規程に基づき選定を行う。
- (2) ESS と NLS から選定された被表彰者をその選定理由の説明も含め ESS-NLS 共同運営委員会に報告する。
- (3) ソサイエティ大会または ESS-NLS 共同運営委員会で、ESS と NLS は合同で授与式を開催する。

3. 改廃

本共同実施要領の改廃は、ESS-NLS 共同運営委員会における審議を必要とする。

附則 本共同実施要領は平成 27 年 6 月 6 日より施行する。

附則 本共同実施要領の2018年12月6日改正は、改正日より施行する。